

岩手県告示第504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年8月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 滝沢市大釜高森地内及び岩手郡岩手町大字子抱第6地割から二戸市釜沢字山道まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年7月12日から同年12月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 道路台帳図作成及び2級基準点測量